



2020年2月14日

各位

会社名 ロードスターキャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩野 達志
(コード番号：3482 東証マザーズ)
問合わせ先 執行役員最高財務責任者 川畑 拓也
(TEL. 03-6630-6690)

特定の株主からの自己株式取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年3月19日開催予定の第8回定時株主総会（以下、本定時株主総会）に、下記の通り、「特定の株主からの自己株式取得の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は東京証券取引所マザーズ市場に上場する前に、Renren Lianhe Holdings（以下、Renren）から出資を受け、資金面での支援や Fintech 事業に関する助言等を受けてまいりましたが、今般、Renren より事業遂行上の要請や投資方針の変化を理由として当社株式について当社への売却の打診を受けました。当社においても資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行などを総合的に検討した結果、会社法第 156 条第 1 項及び第 160 条第 1 項の規定に基づき、相対取引による自己株式の取得（以下、本自己株式取得）を行うことといたしました。

一株当たりの取得価格については、Renren との協議の結果、784 円としております。算出方法につきましては、以下「2. 取得に係る事項の内容（4）株式 1 株を取得するのと引き換えに交付する金額及びその算定方法」をご覧ください。なお、当該価格は昨日（2020 年 2 月 13 日）の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値 1,035 円に対しては 24.25%（小数点以下第三位を四捨五入）のディスカウントとなります。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	5,100,000 株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 23.8%)
(3) 株式の取得価額の総額	3,998,400,000 円
(4) 株式 1 株を取得するのと 引き換えに交付する金額 及びその算定方法	784 円 (2019 年 11 月 1 日から 2020 年 1 月 31 日までの 3 ヶ月間の 東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値の平均価格 980 円から 20%のディスカウントを行った価格)
(5) 取得期間	2020 年 3 月 19 日~2020 年 4 月 15 日
(6) 取得先	Renren Lianhe Holdings

(注) 上記の内容については、本定時株主総会において、「特定の株主からの自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

3. 取得先の概要

(1) 商号	Renren Lianhe Holdings
(2) 所在地	PO Box 309, Ugland House. Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
(3) 代表者	Joseph Chen
(4) 事業内容	投資業
(5) 上場会社と取得先との関係	当社の主要株主かつその他の関係会社であります。

4. その他

- (1) 上記により取得する自己株式の処分の方針は現時点では決定しておりません。今後、自己株式の処分の方針が決定し、開示すべき事項が発生した場合には、改めて開示いたします。
- (2) 自己株式の取得にあたっては、Renren 以外の株主の皆様におかれましては、会社法第 160 条第 3 項に基づき、本定時株主総会開催日の 5 日前（2020 年 3 月 13 日）までに、当社に対し本自己株式取得の相手方である Renren に加えて、自己を本自己株式取得の相手方（売主）に追加するよう請求（以下、売主追加請求）することができます。

（ご参考）

売主追加請求が行われた場合には、売主追加請求を行った株主の皆様を本自己株式取得に関する会社法第 158 条第 1 項の規定による通知の相手方として追加するよう、本定時株主総会の「特定の株主からの自己株式取得の件」に係る議案を修正いたします。当社は、当該議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件として、本自己株式取得の詳細を Renren 及び売主追加請求を行った株主の皆様へ通知します。当該通知を受領した株主の皆様からの株式の譲渡しの申込みのあった株式の数が、当該通知に記載する取得総数を上回った場合には、それぞれの株主の皆様から譲り受ける株式の数は、会社法第 159 条第 2 項に従って按分されることとなります。

売主追加請求の具体的な方法につきましては、今後、当社が発送する株主総会招集通知に改めて記載いたしますが、売主追加請求を行う株主の皆様におかれましては、社債、株式等の振替に関する法律第 154 条に基づき、お取引のある証券会社に個別株主通知の申出をしていただいたうえで、当社に対して個別株主通知申出書受付票及び記名押印がなされた売主追加請求を行う旨の書面をご提出いただくこととなります。

- (3) 上記「特定の株主からの自己株式取得の件」に係る議案が本定時株主総会において、承認可決されたのちに、開示すべき事項が発生した場合には、改めて開示いたします。

（ご参考）2019 年 12 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	21,443,888 株
自己株式数	112 株

以 上